新 旧 対 照 表

現行の小売彰祥州於約勢	借多	Г
小売託送供給約款 小売託送供給約款 (需要場所で払い出す託送供給)	備考	
2024年5月1日実施	変 更	
東京ガスネットワーク株式会社		

変更後の小売託送供給約款

小 売 託 送 供 給 約 款 (需要場所で払い出す託送供給)

2025年4月1日実施

東京ガスネットワーク株式会社

考
更

現行の小売託送供給約款	備	考
8. 精算額		
(1) 個別契約中途解約精算額 当社は、29(託送供給契約の継続、変更及び終了)(14)に基づき個別契約が契約期間満了日前に終 了したときには、①に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契 約中途解約精算額として申し受けます。 ただし、当該個別契約と同一需要場所かつ同一需要家について終了日の翌日から個別契約(以下「新 契約」といいます。)を締結する場合であって、それまでの個別契約(以下「前契約」といいます。) の流量基本料金から変更となるときには、当社は、終了日の属する月に、②に定める算式によって算 定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。	変	更
①1か月あたりの <u>基本料金相当額</u> ×当該個別契約の終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残存月数		
② (イ) 新契約の流量基本料金が前契約から減少する場合 {(前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価) — (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)} ×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数		
ただし、新契約の料金が標準託送供給料金第1種である場合は、以下の算式といたします。		
前契約の1か月あたりの <u>基本料金相当額</u> ×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数		
(ロ) 新契約の流量基本料金が前契約から増加する場合		
{(新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価) - (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)} ×前契約の契約開始月から終了日の属する月までの月数		
ただし、託送供給先需要家の消費機器の増設等による再契約のための中途解約であって契約期間中において契約最大払出ガス量を増量することが合理的と認められる場合、供給者切替に伴う場合であって個別契約の諸条件に変更のない場合等、当社が認めたときには、上記の算式で算定する個別契約中途解約精算額は申し受けません。		

変更後の小売託送供給約款

2025年3月21日付 20250207資第7号 認可

変更後の小売託送供給約款

18. 精算額

(1) 個別契約中途解約精算額

当社は、29(託送供給契約の継続、変更及び終了)(14)に基づき個別契約が契約期間満了日前に終了したときには、①に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。

ただし、当該個別契約と同一需要場所かつ同一需要家について終了日の翌日から個別契約(以下「新契約」といいます。)を締結する場合であって、それまでの個別契約(以下「前契約」といいます。)の流量基本料金から変更となるときには、当社は、終了日の属する月に、②に定める算式によって算定する金額に消費税等相当額を加算した金額を、個別契約中途解約精算額として申し受けます。

- ①1か月あたりの<u>定額基本料金と流量基本料金の合計額</u>
 - ×当該個別契約の終了日の属する月の翌月から契約期間満了月までの残存月数
- ② (イ) 新契約の流量基本料金が前契約から減少する場合
 - {(前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)
 - (新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)} ×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数

ただし、新契約の料金が標準託送供給料金第1種である場合は、以下の算式といたします。

前契約の1か月あたりの<u>定額基本料金と流量基本料金の合計額</u> ×前契約終了日の属する月の翌月から前契約期間満了月までの月数

(ロ) 新契約の流量基本料金が前契約から増加する場合

{(新契約の契約最大払出ガス量×新契約の流量基本料金単価)

- (前契約の契約最大払出ガス量×前契約の流量基本料金単価)} ×前契約の契約開始月から終了日の属する月までの月数

ただし、託送供給先需要家の消費機器の増設等による再契約のための中途解約であって契約期間中において契約最大払出ガス量を増量することが合理的と認められる場合、供給者切替に伴う場合であって個別契約の諸条件に変更のない場合等、当社が認めたときには、上記の算式で算定する個別契約中途解約精算額は申し受けません。

<附 則>

現行の小売託送供給約款	備	考
1. 実施期日		
この約款は、2024年5月1日から実施いたします。 ただし、この約款の2(託送供給約款の認可及び変更)(2)の規定により、別表第12(供給区域等)のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。 また、別表第12(供給区域等)の変更に伴い、別表第1(払い出すガスの圧力並びに払出エリア)	変	更
(4)の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。		
	追	加

変更後の小売託送供給約款

1. 実施期日

この約款は、2025年4月1日から実施いたします。

ただし、この約款の2(託送供給約款の認可及び変更)(2)の規定により、別表第12(供給区域等)のみを変更した場合には、変更後の別表第12については、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

また、別表第12(供給区域等)の変更に伴い、別表第1(払い出すガスの圧力並びに払出エリア)(4)の払出エリアを変更した場合には、変更後の別表第12に定める日から実施いたします。

- 2. この約款の実施に伴う切り替え措置
- 一 標準託送供給料金第1種 一
- (1) 当社は、その初日が2025年3月31日以前に属し、その末日が2025年4月1日以降に属する算定期間(以下「本算定期間」といいます。)については、次の算式によって算定する金額を託送供給料金として申し受けます。

(算式)

託送供給料金

- =(1)'+(2)'
- ①'=①旧約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額
- ①旧約款適用期間の料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)
- =③旧約款別表第4の定額基本料金×D1/D(小数点第3位以下の端数切り捨て)
- +④旧約款別表第4の従量料金単価×V₁
- ②'=②本約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額
- ②本約款適用期間の料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)
- =⑤本約款別表第4の定額基本料金×D₂/D(小数点第3位以下の端数切り捨て)
- +⑥本約款別表第4の従量料金単価×V₂
- (備 考) (以下(2)から(4)においても同じ)

旧約款=2025年3月31日まで適用された小売託送供給約款

- D=本算定期間の日数
- D₁=Dのうち旧約款適用期間の日数
- =本算定期間の初日から起算して2025年3月31日までの日数
- D₂=Dのうち本約款適用期間の日数
- =2025年4月1日から起算して本算定期間末日までの日数
- V=本算定期間のガス量
- $V_1 = V$ のうち旧約款適用期間のガス量
- =V×D₁/D (小数点第1位以下の端数切り捨て)
- V₂=Vのうち本約款適用期間のガス量
- = $\mathbf{V} \mathbf{V}_{1}$
- (2)当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧約款別表第4および本約款別表第4においていずれの料金表を適用するかは、本算定期間のガス量Vにより判定いたします。
- (3) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、本約款 17 (8) の①から③のいずれかに該当する場合は、旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。
 - ①旧約款適用期間の料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)

=③旧約款別表第4の定額基本料金×D1/30(小数点第3位以下の端数切り捨て)
+④旧約款別表第4の従量料金単価×V1
②本約款適用期間の料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)
=⑤本約款別表第4の定額基本料金×D2/30 (小数点第3位以下の端数切り捨て)
$+$ ⑥本約款別表第 4 の従量料金単価 \times V_2
(4) 当社は、(3) における旧約款適用期間の料金および本約款適用期間の料金の算定にあたって、旧約款
別表第4および本約款別表第4においていずれの料金表を適用するかは、次の算式により算定した1か
月換算ガス量により判定いたします。
(算式)
1 か月換算ガス量=V×30/D
1 が分換券が入重一 V へのグ D
一 標準託送供給料金第2種 —
(1) 当社は、その初日が 2025 年 3 月 31 日以前に属し、その末日が 2025 年 4 月 1 日以降に属する算定期
間(以下「本算定期間」といいます。)については、次の算式によって算定する金額を託送供給料金とし
て申し受けます。
く中し支けます。
(算式)
託送供給料金
=①'+②'
①'=①旧約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額
①日的歌適用期間の料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)
=③旧約款別表第4の定額基本料金×D1/D(小数点第3位以下の端数切り捨て)
+④旧約款別表第4の流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×D ₁ /D(小数点第3位以下の
端数切り捨て)
+⑤旧約款別表第 4 の従量料金単価 $ imes$
②'=②本約款適用期間の料金に消費税等相当額を加えた金額
②本約款適用期間の料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)
=⑥本約款別表第4の定額基本料金×D₂/D(小数点第3位以下の端数切り捨て)
+⑦本約款別表第4の流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×D2/D(小数点第3位以下の
端数切り捨て)
+®本約款別表第4の従量料金単価×V ₂
(備考) (以下(2)においても同じ)
旧約款=2025年3月31日まで適用された小売託送供給約款
D=本算定期間の日数
D ₁ =Dのうち旧約款適用期間の日数
=本算定期間の初日から起算して 2025 年 3 月 31 日までの日数
D ₂ =Dのうち本約款適用期間の日数
=2025年4月1日から起算して本算定期間末日までの日数
V=本算定期間のガス量
$\mathbf{V}_1 \! = \! \mathbf{V}$ のうち旧約款適用期間のガス量
$=V imes D_1/D$ (小数点第 1 位以下の端数切り捨て)
$\mathbf{V}_2 \! = \! \mathbf{V}$ のうち本約款適用期間のガス量
$=$ V $-$ V $_1$
(0) 以打工 (1) の例入の符号できょう 一大佐共 4月 (0) ののよう ロのに対 以上 7日入い ログサギ
(2) 当社は、(1) の料金の算定にあたって、本約款 17 (9) の①または②に該当する場合は、旧約款適用期間の料金な、それぞれ次の質式により日割計算します。
用期間の料金および本約款適用期間の料金を、それぞれ次の算式により日割計算します。
① 旧約款適用期間の料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)

	☆#B/校丁田□七/次)マよいよフ Fig. 10 +IZ」、				-
<u>2</u> .	定期修理時等における取り扱い			変	更
	託送供給依頼者のガス製造設備の	定期修理(一定期間	を限り定期的に行われる検査又は修理をいい	, \	
			ことができない期間が生じる場合等の取り打	及	
	いに関しては、当社と託送供給依頼	i者で別途協議して定る	めます。		
	√/h ±4/大大 ◇↑目目展生+日 〒C			変	更
<u>3</u> .	約款等の閲覧場所			交	文
	この約款並びに当社導管の経路の	閲覧場所は以下のと	おりです。		
	本社	〒105−8527	港区海岸 1-5-20		
	託送受付センター	〒163-1059	新宿区西新宿 3-7-1		
	日立導管·設備 C	₹317-0073	日立市幸町 1-22-2		
	群馬導管·設備 C	₹370-0045	高崎市東町 134-6		
	宇都宮導管·設備C	₹321-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16		
	以41 a ** 按古来 a 写 22 a 24 a 24 a 24 a 24 a 24 a 24 a				
$\underline{4}$.	当社の導管事業の運営に使用するガス	くの取り扱い		変	更
	当社が道管事業を運営するために	.自らガスを使用する?	ための諸施設 (高圧幹線施設等) については		
				• •	
	別表第12 (供給区域等) に定める例				

- =③旧約款別表第4の定額基本料金×D1/30(小数点第3位以下の端数切り捨て)
- +④旧約款別表第4の流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×D₁/30(小数点第3位以下の端数 切り捨て)
- +⑤旧約款別表第4の従量料金単価×V₁
- ② 本約款適用期間の料金(小数点第1位以下の端数切り捨て)
- =⑥本約款別表第4の定額基本料金×D2/30(小数点第3位以下の端数切り捨て)
- +⑦本約款別表第4の流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×D₂/30(小数点第3位以下の端数切り捨て)
- +®本約款別表第4の従量料金単価×V2
- 3. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理(一定期間を限り定期的に行われる検査又は修理をいいます。)により受入地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生じる場合等の取り扱いに関しては、当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

4. 約款等の閲覧場所

この約款並びに当社導管の経路の閲覧場所は以下のとおりです。

本社	₹105-8527	港区海岸 1-5-20
託送受付センター	〒163−1059	新宿区西新宿 3-7-1
日立導管·設備 C	₹317-0073	日立市幸町 1-22-2
群馬導管·設備 C	₹370-0045	高崎市東町 134-6
宇都宮導管・設備 C	₹321-0953	宇都宮市東宿郷 4-2-16

5. 当社の導管事業の運営に使用するガスの取り扱い

当社が導管事業を運営するために自らガスを使用するための諸施設(高圧幹線施設等)については、 別表第12(供給区域等)に定める供給区域等の需要場所としてみなします

< (別表第4) 料金表>

現行の小売託送供給約款	備考
4-1. 東京地区等(45MJ地区) 〔標準託送供給料金第1種〕	変 更
1. 適用区分料金表A ガス量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。料金表B ガス量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。料金表C ガス量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。料金表D ガス量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。料金表E ガス量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。料金表F ガス量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。	

変更後の小売託送供給約款

4-1. 東京地区等(45MJ地区)

[標準託送供給料金第1種]

1. 適用区分

料金表A ガス量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B ガス量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C ガス量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D ガス量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E ガス量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 F ガス量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。

2.料金表A (1)定額基本料金		 料金表A 定額基本料金 	
1か月及び1個別契約につき	3 4 5. 0 0 円	1か月及び1個別契約につき	345.00円
(2) 従量料金単価		(2) 従量料金単価	
1立方メートルにつき	47.94円	1立方メートルにつき	47.96円
3. 料金表B (1) 定額基本料金		3. 料金表B (1) 定額基本料金	
1か月及び1個別契約につき	395.00円	1か月及び1個別契約につき	395.00円
(2) 従量料金単価		(2) 従量料金単価	
1立方メートルにつき	45.44円	1立方メートルにつき	45.46円
. 料金表C1) 定額基本料金1か月及び1個別契約につき	801.40円	4. 料金表 C (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき	801.40円
2) 従量料金単価		(2) 従量料金単価	
1 立方メートルにつき	40.36円	1立方メートルにつき	40.38円
5. 料金表D (1) 定額基本料金		5. 料金表D (1) 定額基本料金 1か月及び1個別契約につき	
1か月及び1個別契約につき	1, 459.40円		1, 459. 40円
1か月及び1個別契約につき	1,459.40円 <u>37.07円</u>	(2) 従量料金単価1立方メートルにつき	1,459.40円 <u>37.09円</u>
1か月及び1個別契約につき(2)従量料金単価			37.09円
1 か月及び1 個別契約につき (2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき . 料金表E (1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき	37.07円	1 立方メートルにつき 6. 料金表E (1) 定額基本料金	
1 か月及び1 個別契約につき (2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき . 料金表E (1) 定額基本料金 1 か月及び1 個別契約につき	37.07円	1 立方メートルにつき 6. 料金表E (1) 定額基本料金 1 か月及び1個別契約につき	37.09円
1 か月及び1個別契約につき (2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき 5. 料金表E (1) 定額基本料金 1 か月及び1個別契約につき (2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき	<u>37.07円</u> 2,329.40円 <u>35.33円</u>	1 立方メートルにつき 6. 料金表E (1) 定額基本料金 1 か月及び1個別契約につき (2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき 7. 料金表F (1) 定額基本料金	37.09円 2,329.40円 35.35円
1 か月及び1個別契約につき (2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき . 料金表E (1) 定額基本料金 1 か月及び1個別契約につき (2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき	2,329.40円	1 立方メートルにつき 6. 料金表E (1) 定額基本料金 1 か月及び1個別契約につき (2) 従量料金単価 1 立方メートルにつき 7. 料金表F	37.09円 2,329.40円

〔標準託送供給料金第2種〕

8. 適用

- (1) 別表第4(料金表) 4-1の9、10、11の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。
- (2)従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(3)従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

9. 標準託送供給料金第2種その1

(1) 定額基本料金

	(212) 1/1 1/1/2	
	1か月及び1個別契約につき	227, 570.00円
(2) 流量	基本料金単価	
	1立方メートルにつき	675.00円
(3) 従量	料金単価	
	1立方メートルにつき(その他期)	1. 36円
	1立方メートルにつき(冬期)	1. 72円

10. 標準託送供給料金第2種その2

(1) 定額基本料金

	21 1 1 1 w.	
	1か月及び1個別契約につき	105,840.00円
(2) 流量	基本料金単価	
	1 立方メートルにつき	675.00円
(3) 従量	料金単価	
	1立方メートルにつき(その他期)	2.01円
	1立方メートルにつき(冬期)	2. 50円

11. 標準託送供給料金第2種その3

(1) 定額基本料金

1 立方メートルにつき 29.57円

〔標準託送供給料金第2種〕

8. 適用

- (1) 別表第4(料金表) 4-1の9、10、11の料金表の中から、いずれか1つを選択していただきます。
- (2) 従量料金単価の「その他期」は、料金算定期間の末日が3月の定例検針日の翌日から11月の定例検 針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が4月の定例検針日の翌日から12月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

(3)従量料金単価の「冬期」は、料金算定期間の末日が11月の定例検針日の翌日から翌年の3月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

ただし、定例検針日が当社の第1営業日の場合は、料金算定期間の末日が12月の定例検針日の翌日から翌年の4月の定例検針日に属する料金算定期間の料金の算定に適用します。

675.00円

9. 標準託送供給料金第2種その1

(1) 定額基本料金

	1か月及び1個別契約につき	227, 570.00円
(2) 流量	基本料金単価	

1立方メートルにつき

(3) 従量料金単価

_		
	1立方メートルにつき(その他期)	1. 38円
	1立方メートルにつき(冬期)	1. 74円

10. 標準託送供給料金第2種その2

(1) 定額基本料金

(1) 足領	本 个行立	
	1か月及び1個別契約につき	105,840.00円
(2)流量	基本料金単価	
	1 立方メートルにつき	675.00円
(3) 従量	料金単価	
	1立方メートルにつき(その他期)	2. 03円
	1立方メートルにつき(冬期)	2. 52円

- 11. 標準託送供給料金第2種その3
- (1) 定額基本料金

	1か月及び1個別契約につき	43,070.00円	
(2) 流量基本料金単価			
	1立方メートルにつき	675.00円	
(3) 従量	料金単価		
	1立方メートルにつき(その他期)	3.41円	
	1立方メートルにつき(冬期)	4. 18円	

現行の小売託送供給約款	備	考
料金の日割計算(1)	変	更
一 標準託送供給料金第1種 一		
料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第4 (料金表) のいずれ		
の料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス		
量によります。		
定額基本料金×日割計算日数/30 (備 考)		
① 定額基本料金は、別表第4(料金表)における定額基本料金		
② 日割計算日数は、料金算定期間の日数		
③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て		
(2) 従量料金		
別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。		
- 標準託送供給料金第2種 —		
料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。		
(1) 日割計算後基本料金		
(定額基本料金+流量基本料金単価×契約最大払出ガス量)×日割計算日数/30		
(備 考)		
① 定額基本料金は、別表第4 (料金表) における定額基本料金		
② 流量基本料金単価は、別表第4(料金表)における流量基本料金単価		
③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数		
④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て (2) 従量料金		
<u>(と)</u> に重付金 別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。		
が政が1(行並弘)に続ける民主行並予画に及べ重さ水とて発足したとのよう。		
料金の日割計算(2)		
4FF 7/46-2-7 7-2-7-14-4-7-10 7-7-75-7-7-1-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7		
一 標準託送供給料金第1種 一		
料金は、次の日割計算後 <u>基本料金</u> と従量料金の合計といたします。なお、別表第4(料金表)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた		
の料金衣を適用するがは、料金昇足期間のみへ重に 30 を来じ、30 から供給中止期間の自動を差じ切べた 日数で除した1か月換算ガス量によります。		

	1か月及び1個別契約につき	43,070.00円
(2) 流量	基本料金単価	
	1 立方メートルにつき	675.00円
(3) 従量	料金単価	
	1立方メートルにつき(その他期)	3.43円
	1立方メートルにつき(冬期)	<u>4.20円</u>

変更後の小売託送供給約款

料金の日割計算(1)

一 標準託送供給料金第1種 一

料金は、次の日割計算後<u>定額基本料金</u>と従量料金の合計といたします。なお、別表第4(料金表)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後定額基本料金

定額基本料金×日割計算日数/30

(2) 従量料金

別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4(料金表)における定額基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て
- 一 標準託送供給料金第2種 一

料金は、次の日割計算後定額基本料金、日割計算後流量基本料金、従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後定額基本料金

定額基本料金×日割計算日数/30

(2) 日割計算後流量基本料金

流量基本料金単価×契約最大払出ガス量×日割計算日数/30

(3) 従量料金

別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4(料金表)における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第4(料金表)における流量基本料金単価
- ③ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

料金の日割計算(2)

一 標準託送供給料金第1種 一

料金は、次の日割計算後<u>定額基本料金</u>と従量料金の合計といたします。なお、別表第4(料金表)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量によります。

(1) 日割計算後基本料金

定額基本料金× (30-供給中止期間の日数) /30

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4(料金表)における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て
- (2) 従量料金

別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

- 標準託送供給料金第2種 ―

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後基本料金

(定額基本料金+流量基本料金単価×契約最大払出ガス量) × (30-供給中止期間の日数) /30 (備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4(料金表)における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第4(料金表)における流量基本料金単価
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て
- (2) 従量料金

別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

(1) 日割計算後定額基本料金

定額基本料金× (30-供給中止期間の日数) /30

(2) 従量料金

別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4(料金表)における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

- 標準託送供給料金第2種 -

料金は、次の日割計算後定額基本料金、日割計算後流量基本料金、従量料金の合計といたします。

(1) 日割計算後定額基本料金

定額基本料金× (30-供給中止期間の日数) /30

(2) 日割計算後流量基本料金

流量基本料金単価×契約最大払出ガス量× (30-供給中止期間の日数) /30

(3) 従量料金

別表第4(料金表)における従量料金単価にガス量を乗じて算定いたします。

(備 考)

- ① 定額基本料金は、別表第4(料金表)における定額基本料金
- ② 流量基本料金単価は、別表第4(料金表)における流量基本料金単価
- ③ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ④ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て